

行政の焦点



『あかるい職場応援団』より

職場のいじめ・いやがらせ（パワーハラスメント）は、総合労働相談センターでの相談件数が増加を続けるなど、社会問題として顕在化しています。

図1 パワハラの6つの行為類型

【類型1】身体的な攻撃

- 物を投げつけられる
- 蹴られる
- 叩かれる
- 殴られる
- 胸倉をつかまれる

など

【類型2】精神的な攻撃

- 同僚の前で、無能扱いする言葉を受けた
- 皆の前で、ささいなミスを大きな声で叱責された
- 必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱られた

など

【類型3】人間関係からの切り離し

- 理由もなく他の社員との接触や協力依頼を禁じられた
- 先輩や上司に挨拶しても、無視され、挨拶してくれない
- 根拠のない悪い噂を流され、会話してくれない

など

【類型4】過大な要求

- 終業間際に、過大な仕事を押し付けられた
- 1人でできない量の仕事を押し付けられた
- 達成不可能なノルマを与えた

など

【類型5】過小な要求

- 営業職なのに、倉庫の掃除を必要以上に強要された
- 事務職なのに、草むしりだけをさせられる
- 他の部署に異動させられ、何の仕事も与えられない

など

【類型6】個の侵害

- 個人所有のスマホを勝手に覗かれた。
- 不在時に、机の中を勝手に物色された。
- 休む理由を根掘り葉掘り訊ねられる。

など

●パワハラの予防対策

パワハラ予防には、パワーハラスメントの基本的な枠組みを構築することが重要です。そのため、次の7項目について取り組んでください。

参考資料として「パワハラ

●パワハラの6つの行為

パワハラには、図1のとおり典型的な6つの行為類型があります。（典型例を類型化したものであり、これ以外にもパワハラに該当する行為が考えられます）

の企業では、パワハラの予防・解決のための取り組みが行われておらず、特に100人未満の企業の7割以上では、何らの取組も行われていない実態にあります。

パワハラは、人としての尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。パワハラ問題を放置すれば、社員は仕事の意欲や自信を失い、時には心身の健康や命すら危険に曝け出されることがあります。

●「パワハラ」とは？
(パワハラの3要素)
職場におけるパワーハラ

さらされるものであり、職場の「パワーハラメント」は、絶対になくしていかなければなりません。

ラスマントとは、一般的に、
①職務上の地位や権限または職場内の優位性を背景に、
②業務の適正な範囲を超えて、尊厳や人格を侵害する行為により、
③身体的・精神的な苦痛を与え、あるいは職場環境を悪化させることをいいます。

図2 トップのメッセージの例

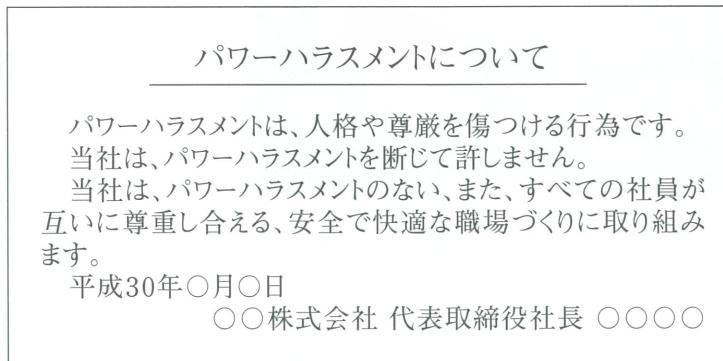
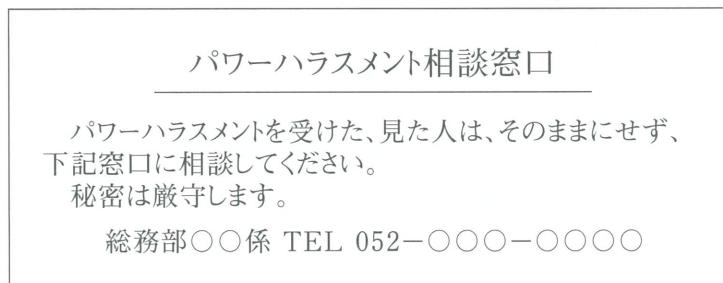


図3 相談窓口周知の例



- 参考資料のダウンロード ■
- ポータルサイト「あかるい職場応援団」から、
●参考資料(パワーハラスメント対策導入マニュアルなど)
のダウンロード
●「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」
の閲覧ができます。

あかるい職場応援団

検索

- パワーハラスメントの相談先 ■
- パワーハラスメントに関する相談はお近くの
「総合労働相談コーナー」へ

総合労働相談コーナー 愛知

検索

一ハラスメント対策導入マニュアル」(※)の活用をお勧めします。

※ポータルサイト「あかるい職場応援団」からダウンロードできます。

とを明確に発信する。

【取組み1】 「トップのメッセージ」を発信する。(図2)

組織のトップが、職場からパワハラをなくすこ

ルールを決める。(就業規則に、パワハラの禁止規定・懲戒規定を定め

る)

【取組み2】

業規則に、パワハラの禁止規定・懲戒規定を定め

【取組み4】

社員全員に対して、定期的に、教育のための研修を行う。

パワハラ予防のため、社員全員に対して、定期的に、教育のための研修を行う。

【取組み5】

相談窓口を設置する。

パワハラ予防のため、社員全員に対して、定期的に、教育のための研修を行う。

【取組み6】

「トップのメッセージ」・「ルール」・「相談窓口」などを周知する。(図3)

「トップのメッセージ」・「ルール」・「相談窓口」などを周知する。

継続的に、再発防止のための取組み(取組内容の定期的検証・見直しなど)を行う。

「ハラスメント防止研修」のご案内

— 各種ハラスメントの防止対策を学びます —

平成30年10月11日(木) 13:30~16:30 当協会3階大会議室
お問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付まで(☎052-961-1666)

愛知県下労働基準協会 主催